

沖縄国際物流ハブ活用推進事業(県産品ブランド構築支援) 企画提案に係る質問に対する回答について

令和5年5月19日

No	項目	質問内容	回答
1	「申請用入力欄」の「収支計算書」の項目3「招聘費」	「申請用入力欄」の「収支計算書」の項目3の内容は「別紙4-1」の項目内容と違っているが、どちらが正しいか。	申請用入力欄の、「3. 招聘」が正しい項目になります。 別紙4-1および別紙4-2の「3. 人件費」を「3. 招聘」に修正し、修正後の申請書様式を、5月19日時点でHPに掲載しております。 ご指摘ありがとうございます。
2	「実施要領」第4条の(1)	「補助対象経費」の渡航費は、実費の3分の2補助ではなく、各地域で設定された定額補助になるのか。 例えば、シンガポールの航空運賃の実費が9万円とした場合、3分の2補助の6万円となるか、定額補助の3万5千円となるか。	募集要領-5 補助率及び補助金交付額上限-(1)補助率に記載の通り、補助率は補助対象経費の3分の2以内です。 ご例示の場合、航空運賃の実費9万円の3分の2の6万円以内が補助額になります。
3	「実施要領」第4条の(2)	「補助対象経費」の人件費に関して、「補助対象上限額」単価に対して3分の2を補助するのか。それとも「海外販促支援」を準用して2分の1が補助上限になるのか。 例えば、香港の販売促進員の場合、「補助対象上限額」単価460HK\$に対して、「海外販促支援」の補助上限額の230HK\$になるのか、それとも306HK\$になるのか。	募集要領-5 補助率及び補助金交付額上限-(1)補助率に記載の通り、補助率は、補助対象経費(人件費は別表「補助対象上限額」)の3分の2以内です。 ご例示の場合、香港の販売促進員の上限額単価460HK\$の3分の2の306HK\$が補助上限額になります。